



九州電力送配電

Press Release

2026年2月13日
九州電力送配電株式会社

「託送供給等約款」の変更届出を行いました — 需給調整市場の制度変更に係る規定等を反映 —

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{*1}に基づき、「託送供給等約款^{*2}」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせします。

今回変更届出を行った託送供給等約款の実施時期は、2026年4月1日を予定しています。主な変更内容は、以下のとおりです。

○ 主な変更内容

国の審議会において、需給調整市場における低圧小規模リソースの活用および機器個別計測について導入することになったため、当該リソース活用時のインバランス算定等の条件を供給条件に反映しました。

※1 電気事業法第18条第5項

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2 託送供給等約款

当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

以上



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
ずっと先まで、明るくしたい。
それが、私たち九電グループの思いです。